

## 令和6年度診療報酬改定に伴う公害診療・調剤での各種加算 の取扱いについて

令和6年6月に新設・改定となる標記の加算について、公害では以下の通りの取り扱いとなりますので公害診療・調剤報酬明細書（レセプト）作成の際、本加算は含まずご請求いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関しては所管省庁である環境省からの指示によります。本件以外の加算についてのお問い合わせは下記担当部署までご連絡ください。

### 【医科】

初診料 医療DX推進体制整備加算	公害算定不可
初診料 医療情報取得加算	公害算定不可
生活習慣病管理加算	公害算定不可

### 【調剤】

調剤基本料 医療DX推進体制整備加算	公害算定不可
調剤管理料 医療情報取得加算	公害算定不可

### 【お問い合わせ先】

大田区健康政策部（保健所）

健康医療政策課公害保健担当

電話 03-5744-1246